

第十回国会 文部委員会 議事録 第十号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君  
理事 岡延石二門君 理事 佐藤 重遠君  
理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君  
柏原 義則君 甲木 保君  
高木 章君 東井三代次君  
飛島 繁君 圓谷 光衛君  
平島 良一君 井出一太郎君  
笹森 順造君 渡部 義通君  
浦口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君  
文部事務官 大臣 篠原 義雄君  
官房長官 宗務課長 齋藤 義雄君  
文部事務官 初等 辻田 力君  
中等教育局長 田中 力君  
文部事務官(大 学学術局長) 稻田 清助君  
学術局長 稲田 清助君  
委員外の出席者 専門員 横田重左衛門君  
専門員 石井 勲君

三月十四日

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

宗教法人法案(内閣提出第五一七号)  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)  
昭和二十六年度に入学者の児童に對する教科用圖書の給与に関する法律案(内閣提出第九八号)

○長野委員長 これより会議を開きます。

まず文部大臣に対する質疑について申し上げます。この際お願いいたしましたことは、大臣が当分御欠席になる御病状でありますので、大臣に対する質疑は、これをやつていただき、答弁は文書をもつていただきたいこととありますから、これを政府委員より答弁していただきます。よつて御了承を願います。

○笹森委員 それに關してよつと一。ただいまの委員長の御発言であります。が、むしろ十分に御病氣をおなおりになつて、直接に御答弁いただきたい方が、かえつて進捗しはせぬかという気がいたします。御承知のように、御答弁をいただきます。その御答弁によつてただちに了承をいたす場合もありませんし、また御答弁によつて御質問申し上げなければならぬ場合も、実はたくさんあるのであります。ですから、そつとすると、文書によるお答えに對して、また質問するということとありますので、結局かえつておそくなりにはしないかと考えます。それらの点に關しまして、むしろ技術的には早く御病氣をなおして御出席いただくように努力していただく方がいいのじやないか。但し、今の御病氣の見通しについて、もしも医師の方の診断でもありまして、時期が非常に長引くというところとあれば別問題であります。その辺のことをお伺いしてみたいと思つて、

○長野委員長 これより会議を開きます。早くも今週中は出席困難の状態であります。何か扁桃腺で、非常に発熱をせぬとも限らぬので、そこに警戒を要することになつておるものであります。一方他の方面からは、なぜこの法案が停頓するかというような心配をしている筋もありますので、かた／＼文書なり適當の方法で御答弁を願つて、できるだけ進捗した方が、いよいよな感じもいたしますので、さよふにしたらどうかと思つて、皆さんの御意見を伺つた次第であります。どうぞございませう。

○笹森委員 文書でお願いすることは、けつこです。委員長の御氣持が、文書によつて了承すれば、それだけでも促進に役に立つのだというところは、私も了承いたします。が、なお最後に質問したいという項目があつたときに、それは前の文書の返答によつて済んでおるといふことでしりぞけられてしまふのでなければ、むしろ異存はないのであります。

○長野委員長 できるだけさうな重複、もしくは文書による欠陥のないように、幾らでも労を重ねまして、正確に御答弁の行われるようにいたしたいと思つております。御了承願います。

○柏原委員 大臣がいなくとも、質問ができる部分もたくさんあります。公報が出たときは、宗務課長さんにも必ず来てもらつて、小さいところからでも片づけて、審議をど／＼やつて行くという形で、大きな問題は残してもいいですから、進行していただくように要望しておきます。

○長野委員長 次に小委員の補欠選任を行います。産業教育に関する法律案起草小委員の小西英雄君が小委員を辭任しましたについて、その補欠として柏原義則君を指名いたします。

暫時休憩をいたしまして、ただちに産業教育に関する小委員会を開きます。

午後二時五十分開議

○佐藤(重)委員長代理 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

宗教法人法案を議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。柏原義則君。

○柏原委員 戦時中宗教団体ができて、相対的に宗教の統制をやつたのであります。終戦後、宗教の自由が回復され、各宗教並びに宗教法人令になりまして、各宗教並びに宗教団体は大幅な自由を獲得いたしました。いろいろ／＼種類の宗教がふえて来たのであります。もちろんこれは宗教の自由な大事な、深いまた複雑な問題は、法令で片づけるのでなく、国会で大いに議して、われ／＼国民の手で、みづから得心する宗教法人法というよりなものをつくるのは大賛成であります。が、戦後宗教が相当自由闊達な活動を果たして来たが、今回の法人法によりましては、法人制のような、届出でなくして、認証という形をとつておるのであります。見方によると、認証は一つの許可にも見えますし、認証の主體的な事務を取扱う人の責任は、まことに重くなつて来るのであります。

○長野委員長 次は、この認証は、一つの許可のような誤解も持たれますし、また見方によれば、許可ぐらゐの力は主務官庁が持つことなるのであります。が、もちろん認証につきましても、宗教の教義内容には触れなくなつておられますけれども、しかしそれを扱うものの心証、どんな氣持で扱つかということが、きわめて重大な問題になつて来ると思つておられます。そこで第一番にお尋ねしたいのは、この認証の責任者たる文部大臣が、この宗教活動に對してどんな信念を持つておるかということをお伺いしたいのであります。第何国会でお伺いしたときにおいて、時の田中首相は、宗教は法律に理想を与え、道徳に生命を、また世界に平和を、人類に希望を与えろといふ、きわめて宗教に理解ある態度をもつて臨んでおられました。天野文部大臣は、有名な倫理学者であり、道義学者であります。倫理学者、道義学者といふものは、へたをする、宗教をうとんずる傾向になりやすいのであります。過去の日本の教育界におきましても、教育の中に、宗教的な氣持を無視したわけではありませんが、取入れることが少かつたために、いろいろ／＼な間違いを起しているのです。が、責任者であるところの天野文部大臣は、宗教に對してどういふ信念を持つておるかということをお伺いしたいのであります。これは文部大臣に對する質疑であります。これは認証のよりな形をとりましたら、従来のような届出でなくして、事務が相当

煩雜になりましよし、役所の行事がふえらると思つたのですが、その際主務官庁におきましては、文部省の中に課がありまして、こつた場合に認証の形をとつた場合、役所の組織において、現状のスケールでやつて行けるか。これは課長さんにお伺いしますが、さらに地方におきましては、県知事がやろうとしますと、知事はその当の認証の責任者ではあるけれども、割合に宗教に対して無関心の人が知事になりやすい傾向にあるのであります。それは一つは宗教の責任者でもありませんが、それを扱うものも、宗教の事務を扱う人が県庁におるかおらないか。おらないような状態で、中学を出たようなボーイ程度の人がこれを扱うといふか、こつたところになつておるので、この重大な宗教の問題を扱うべきです。その方面に対して、今度宗教法人法というものになるのですが、新しい考慮が考へられておるか、政府はどうか、これを考へておるか、ということ、これは課長さんに御答弁願ひたい。御答弁願ひまして、次にまた御質問申し上げます。

○藤原政府委員 ただいま中央、地方についての認証事務に関するお尋ねがございましたが、中央におきましては、文部省に宗教課がございまして、長年の経験も積んでおるわけでございます。員数等につきましても、この認証事務の事務量を予定いたしまして、相当明年度は予算を計上いたしてあります。

それから地方の事務につきましましては、非常に事務が、宗教団体自体に大きな問題を持つておる關係上、その人選等につきましても、中央と地方と相

連繫の上に、ともかくこの法人法の実施の面につきましまして遺憾のないように、今から研究して、かたがた地方とも連絡をしつた状態でございます。われわれも、今の御質問の趣旨を尊重いたしまして、十分その事務の円滑化並びに宗教団体の特殊性の尊重をいたした仕組みのもとに、やつて行きたいと考へております。

○柏原委員 この法案全体をよく見ますと、宗教法人法ですが、世間では、何か宗教団体の法律という宗教法のような感じを受けています。宗教法でなく、宗教の財産に関する法律案と言ふ方が、かえつて誤解を解くのではなからうかというふうな思ふのであります。これをかえてくれといふのはないのではありませんが、それほど一般的に誤解されやすい。そこで宗教の財産に関する法律のようなものであります。宗教の物的基礎です。宗教活動本来の姿を見ますと、大きな伽藍が立つているとか、構内地があるとか、境内地があるとか、そういう物的方面もろろん大事であります。しかし本来は、信者を教化育成するというところに、非常に重点を置かなければならぬ。宗教の発達の上から見ますと、教化育成という点におきましては、この間も笹森委員からお話がありました。キリスト教の牧師は、最初はお寺が建たなるといふ点におきまして、この間も笹森委員からお話がありました。キリスト教の牧師は、最初はお寺が建たなるといふ点におきまして、この間も笹森委員からお話がありました。キリスト教の牧師は、最初はお寺が建たなるといふ点におきまして、この間も笹森委員からお話がありました。

あるのであつて、目に見えた大きなところが、必ずしも価値が大きいというものではないのであります。そういう点から見ますと、この法律は、形の上で見えたところは保護するけれども、小さい目に見えざるところから伸びて行くという宗教の活動に対しては、保護といふものが少いように思ふのであります。植物が大きくなるためには、幹も枝もいけるけれども、ほんとうの成長は枝先にあるという意味から、宗教法人法を設定する場合において、借地であるとか、借家であるとか、しかもその小さい構えの中から、ほんとうの教化育成という活動を猛烈にやつておる。本堂とか大きなお寺とかになりまして、儀式はやるけれども、教化育成成はほんの形式に流れておるといふこと、宗教活動をもつと旺盛にする意味におきましては、その小さいところの末梢の活動がある程度、保護——そうむちやに保護はできませんが、それに対する相当な理解を持つていふことが、非常に大事だと思ふのであります。その点において、宗教法人法なのですが、どれどれい資産があつたらいいか。一坪や二坪では、これは境内地とは言えませんが、どのくらい限るものを持つていなければならぬか。この第一条には「財産を所有せし」と書いてありますが、財産権の中には、借地権とか借家権とかも入つておるかどうか。また法人などにつきましても、どれどれいものをもつて一つ一つの尺度にするか。私はかつてアメリカにおつた時分に、布教したことがありますが、その時分には、何もなくて五、六十ドルなら五、六十ドルと出せば、法人になるという形式がございました。これを設定する場合には、法律に簡単に書いてありますが、どういふ限度をもつてこれを認証するかという点について、事務当局の御意見を伺いたいと思ひます。

○藤原政府委員 ただいまの御質問は、宗教団体の物的基礎である宗教財産につきましまして「財産を所有せし」とあるが、所有権を持たなければならぬのかといふのであります。これに對しては、必ずしも所有権を持つておるといふことを条件としたしてはおりません。なおかつ、実際に所有し、あるいは借用し、その他法律の關係で、その建物なり土地なりを、現実の宗教団体の用に供しておるといふことであれば、けつこうでありまして、その基準が、十坪なければいかぬ、あるいは百坪なければいかぬ、こつた基準もございませぬ。宗教団体として、しかも實際活動しておるその現状につきましまして——ここでは法が第二条に掲げてあります。かかる主たる目的を有する団体としての活動が、實際に行われておるならば、この宗教法人法では、その宗教団体は宗教法人になり得る道が開かれておる、こつた趣旨でございまして、何らわくであるとか制限などを設けておりませぬ。現実に實際として宗教団体であれば、しかもその活動をするための物的な施設を持つておるならば、それでけつこうでございまして、法定された条件その他のことは、全然ございませぬ。

○柏原委員 次に、宗教団体の定義といたつてあります。盛んに問題になつておるようであります。神社、寺院、教会、修道院」これらによくわかりますが、「その他これらに類する団体」といふのは、どの限度まで入れるかということが、非常にめんどうだと思ひます。従つて、これは宗教団体であるといふことをきめるためには、宗教団体の定義がほしといふか、こつたことになつて来る。宗教団体の定義は、こつたには「教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」とあつて、この三つがそろつておればよいといふのであります。宗教団体でないけれども、類似したものがある。たとえば共産党のようなものは、レーニン廟をつくつて礼拝施設をやつておる。そして礼拝をしなければ首になると言つておる。これは宗教ではないけれども、非常に宗教的で、徳田球一君のごときは、われらの父と言つておるから、まづた宗教的なものになつておる。ですから宗教といふものは、まことに複雑怪奇な内容を持つておる。宗教自体が非常に神秘的なものですから、その線を引き、非常にめんどろちと思ひます。と言つて、ここに疑問を持つておるのですが、宗教本来が神秘的なものでありますから、なかなか定義がなければ、これは扱えないのではないかと議論も出て来ておるやうであります。私は定義は要求しません。定義は宗教哲学の本を説けば、五十でも百でもありますから、それを東にしたものがその通りだといへば、それが結論でしよう。そんなことは学会の問題で、国会の問題でないと思ひます。ただ實際上の取扱ひにおいて、類似団体、こつたなりですと、具体的にどんなものがあつて、どういふところ

で線を引くか。私心配なのは、宗教法  
人令によつて宗教法法人になつておるも  
のが、今度の宗教法法人によつて落さ  
れる部分が相当あるだろう。その中  
で、いい悪いは論じませんが、いいも  
のも落ちるかもしれない。また悪いも  
のといふ言葉は使いませんが、または  
つきりしないものも落ちるだろう。ど  
ういう線で行くか。これは認証  
の事項にまたもどつて来るのでありま  
すが、事務当局としては、どういふふ  
うにその点を考えておられるか、ひと  
つ御意見をお聞きしたいのでありま  
す。

○篠原政府委員 ただいまの御質問で  
すが、二条の第一号に「礼拝の施設を  
備える神社、寺院、教会、修道院その  
他これらに類する団体」とございま  
す。この類する団体というものは、非  
常に各宗各派名称を異にしておりまし  
て、あけるにも非常にたくさん例が  
ございませぬ。従つてここでは、神社、  
寺院、教会と、例示的にここに掲げた  
次第でありませぬ。たとえば一例とし  
て類する団体と申しますれば、説教所、  
あるいは教誨所、講義所等の名称で、  
実質においては教会とほとんどかわり  
がない物的な施設を持つ団体として、  
活動しているというものがございま  
す。あくまでもこれは例示として掲げ  
られたものでありまして、なおこれら  
に類する団体は、先ほど申したような  
団体をわれ／＼は予想しておる次第で  
ございませぬ。

○柏原委員 少しはつきりしませぬ  
が、また追つていたすことにしまし  
て、その次に神饌田、仏供田、修道耕  
牧地、これらは現在どんなところにど  
のくらいあるかということをおつ御

説明願いたい。農地法で、宗教法人は  
土地を持ってなくなつておるのですが、  
だれか農地を寄付して、宗教法人の神  
饌田等にしたいという場合に、農地か  
らそつちへ移すことができるのかどう  
か、新たに教会等を設置して、これを  
神饌田とするのができるかどうか、  
伺いたい。

○篠原政府委員 ただいまのは、農地  
法の関係から、神饌田、仏供田といふ  
ふうなものを境内として設定すること  
ができるか、こつちの質問と了解いた  
しますが、農地法の関係の影響を受け  
ますところは、これは別個の法で参り  
ますので、農地法より除外するといふ  
意味における神饌田、仏供田といつた  
境内地を設定しても、効力がそこま  
では行かないと了解しております。しか  
し現実の問題といたしましては、農地  
委員等にはかりまして、おの／＼各  
宗教団体がその実情を申し述べ、また  
はその必要性を力説いたしまして、仏  
供田あるいは神饌田として、それは多  
少の範囲はありませぬが、所有して  
おるところは、実例としてございま  
す。

○柏原委員 宗教団体の行う公益事業  
でございませぬが、宗教の公益性と特異  
性を發揮いたしまして、宗教団体が各  
種の公益事業をすることは、非常に大  
事なことだと思つておる。国家の手で  
公益事業をやりますと、どうしても役  
所式で親切が足らぬ。やはり宗教奉仕  
の観念で公益事業をしつかりやらせ  
たい。しかし公益事業をやりますと、営  
利目的ではないけれども、そこに収益  
というものが出来て来るわけでありま  
す。これに對しまして、實際宗教団体  
が公益事業をやつて、その収益に對し

て、税の点でどういふふうな取扱いを  
受けておるか。やり方によつては、こ  
れは成り立ちませぬ。国の方でやれ  
ば、これは税はかかりませぬけれど  
も、宗教団体がやれば、同じ公共のた  
めにやつても、そこに税といふものが  
出て来る。たとえば病院のような事業  
をやりますと、奉仕的にやつておりま  
しても、おの／＼から収益を生みますの  
で、ここに問題となると思つて。こ  
の公益事業に對しては、どういふ取扱  
いを受けるのかといふことの御説明を  
願いたいと思つておる。

○篠原政府委員 宗教団体が営んでお  
りますところの公益事業は、非常に各  
種各様あります。ただいまの設例によ  
ります病院等も、その一つでございま  
すが、かかる向きの公益事業は、他の  
法令との関係におきまして、特別な  
取扱ひを受けておる。特別な  
取扱いを受けることとして、特別な  
社会事業法による社会事業の一つとし  
て、あるいは生活保護法による保護  
施設として営む、こつちの場合には、  
その方面の法の適用を受けておる。税  
の免除を受けておるような次第でござ  
いませぬ。その他おの／＼の営むところ  
の事業の性質によりまして、その基礎  
法である、学校ならば学校教育法の適  
用下に置かれます、公益事業におい  
ては、特別の取扱ひを受けておる次第で  
ございませぬ。

○柏原委員 具体的に収益を生んだ場  
合に、その収益に對する課税方面のこ  
とを御調査願つたことがありますか。  
○篠原政府委員 宗教団体が営みます  
ところの公益事業から収益がある。こ  
の収益に對する税の關係は、法人税等  
におきまして、たとえばその事業から

収益が百万円ある、そのうち、大体そ  
の事業を営んだ経費その他の關係も考  
慮いたしまして、三〇％はこれを「一応  
課税免除外の形を」としておられます。  
そしてあと七〇％についてこれを税  
の対象にする。三〇％はその公益事業  
のために、または公益事業を営む事業  
団体のために使用することができ  
る。こつちの三〇％は課税免除外の  
規定を設けておる次第でございませぬ。  
ただこつちでわれ／＼の意図するところ  
は、宗教法人が主たる目的のほか  
に、副目的としたしまして公益事業を  
やる。その公益事業は、もつぱら宗教  
目的のために使用される性格から生れ  
て来るわけのものでありまして、従つ  
てその事業収入は、個人的あるいは特  
殊な目的に使用されず、宗教団体の  
主目的なり、あるいは団体の営む諸般  
の事業の方面にこれを活用してもら  
いたい、こつちの趣旨で、その収益の使  
用を限定しておる、こつちの趣旨で  
ございませぬ。

○篠原委員 以上で終ります。  
○佐藤(重)委員長代理 東井三代次  
君。  
○東井委員 大臣にお尋ねしたい二、  
三の点がありますが、これは大臣の出  
席を待ちまして御質問をいたしたいと  
存じます。  
そこでこの法案の第三条にうたわれ  
ております「固有」といふ文字の意  
義でございませぬが、これを簡単に御説  
明願いたいと思つておる。

○篠原政府委員 ただいまの御質問の  
「固有」の意義につきましては、宗教  
団体本来の性質を持つておる、こつち  
の趣旨でございませぬが、所有権のいか  
ん、あるいは法律上における所有権、

こつちの意味合いのものではございま  
せん。宗教団体の通性といつたしまし  
て、性質上かかる向きのものがある  
といふ意味合いに「固有」といふ意味を  
了解しておる次第でございませぬ。  
○東井委員 そこで第三条の各号に、  
例示をされておられますが、こ  
の例示はだれがするか。たとえば第  
一号の例示による本殿、拜殿、こつち  
う本殿、拜殿といふようなものはよく  
わかりませぬが、しかし少し字義につ  
いて、たとえば庫裏とか、あるいは教職  
舎あるいは信者修行所、こつちの文字  
につきましては、相当な疑義が起るん  
じやないか。實際の實際と、さうして  
またこの法文の文字の解釈の上につ  
きまして、こつちの認定はだれがする  
かといふことを、お聞かせ願いたいと思  
つておる。

○篠原政府委員 この法律全般につ  
きましての責任者であります文部大臣並  
びに所轄庁としての地方長官が、法律  
上は形式的に申しますれば、この法の  
運行の責任がございませぬ。しかしこ  
にあげましたような本殿、拜殿、本  
堂、會堂、こつちのものは、客観的な事  
実を例示としてあげておる次第であり  
ませぬ。たとえばお話のような信者修行  
所であるとか庫裏であるとか、これも  
寺院なりあるいは各宗教団体の施設と  
して設けられておる向きが多いので  
ございませぬから、一応客観的にはその施  
設を見れば、実質において庫裏に相当  
するもの、あるいは信者修行所に相当  
するものといふことは、一般の概念と  
して考えられておられます。しかも疑義  
がございませぬ場合においては、文部省  
におきまして、あるいは地方庁にお

きましても、相連携の上で、その範囲なりあるいは言葉の意味なりにつきましても、当然責任をもちまして、十分に本来の意味を説明申し、あるいは連絡の上、万遺憾ないようにしたいと考えております。

○東井委員 それで了解はされますが、実際問題といたしましては、たとえ、私これは後刻大蔵省の当局に一応確かめたいと思つたのでありますが、今藤原政府委員は、文部大臣並びに都道府県知事が責任をもつてこれを善処するといふ御意見であります。

○藤原政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、われ／＼といたしましては、税関係を担当する政府諸機関なり、あるいは中央地方を通じて、この問題につきまして疑義がございませぬ場合には、十分連絡いたしまして、お互いの協調をはかり、かつまた、実際に宗教団体に迷惑のかけられないように、相互に連絡調整して行きたい、こういうふうな考えでおります。

○東井委員 そこでそういう場合に、こいねがわくは第八十四条でございますね、こういつたことが具体的にひとつ考慮されますように、切にここでは

希望をしておく次第であります。

○藤原政府委員 ただいまの庫裏と申しますのは、特に一般的に申しまして、信者修行所あるいは庫裏、教職舎、こういふふうに掲げておられますが、仏教なり、あるいはキリスト教なり、あるいは神道なりのおの／＼の特殊な、しかも代表的な建物をここに例示してあげておられるわけでありませぬ。従つてかかる性質の向きものは、たとえば庫裏の性格を持つておられるならば、必ずしもこれは仏教のみでなく、各宗教のこの種設備について同じように考えている、こういう趣旨でございます。これはすべての例示につきまして、一般的に申し上げられる点でございます。それで庫裏と申しますものは仏教の施設でございます、寺院の責任者と申しますか、任職がこの庫裏に居住いたしたと、また任職は財産一般に對する管理権を行使するといふ方でございます。かかる任職が常に居住いたしたと、もつぱら財産なり教化活動の面に当る場所といふふうに一応われ／＼は了解している次第でございます。従つてこの性質が各宗教の教団につきましても、かかる向きの施設ならば、やはり庫裏的存在として取扱つてしかるべきだと、こう考えておられます。それから信者修行所と申しますものは、信者の教化育成を主たる目的として宗教団体の職責にしております。関係上、信者なりあるいは教師なり、もつぱら修行する、あるいは自分の宗教心を向上せしめる、あるいは教化力を強からしめる、こういう施設として一般にございませぬところのものを、ここで信者修行所、こういふふうの規定した次第でございます。それから教職舎といふものは、よく多くの例といたしましては、キリスト教関係の牧師館と通称しておりますが、かかる向きの性格を持つた教師の宿舎、教化育成を中心とした宿舎、教化育成を宿舎、こういふふうにより了解している次第でございます。

○東井委員 その御解釈で、大体は了承はできますが、さらに押して、ただいま御説明の教職舎といふことにつきまして、たとえば、今キリスト教の場合の例をおあげになりましたが、それは一つの例示であつて、たとえば庫裏でも、ただ単に仏教だけのものじやない、そういうものは、単に例示にすぎないといふ御意味の御発言から考えまして、この教職舎といふこともキリスト教だけに適用されるものじやなからうと、こう思つたのであります。そこで天理教あたりでは、一つの宗教団体が、教会施設を持つております場合に、その教会に奉仕をしております教師の宿舎といふようなものが併設されている場合が、相当あるものであります。それが一つの構内地に集合しているような場合には、割合に明確にわかるのであります。たとえば

遠い地にあるとか、いろいろの場合があるかと思つたのであります。いづれにいたしましても、そういう宗教団体に奉仕をしております教師の宿舎といふようなものが、教職舎と同じような種類に理解されませぬかどうか、その点を伺いたいと思つております。

○藤原政府委員 教職舎の概念でございますが、その教師の居住するところの宿舎といたしましても、それがもつぱらそのために使用されているかどうかといふことが、非常に大事なことを考へるわけでありませぬ。必ずしも境内地の内外にあるという距離の関係よりも、その現実の使用関係が、もつぱらそれに使用しておるといふならば、この教職舎の概念に入るのではないかと、こう考えます。

○東井委員 もつぱらその関係とおつしやる意味は、教師といふものは、宗教団体に奉仕する者であります。その教師の宿舎といふようなことに使われておる場合も含まれるわけでございますか。

○藤原政府委員 ただいまの御意見の通りでございます。但し、事実関係として、もつぱら使われておるのでなければいかぬのではないかと、意味で、もつぱらといふ言葉を使つたのであります。

(佐藤重)委員長代理退席、委員(長着席)

○東井委員 そこでどういふようでありませぬが、さらに推してお尋ねしておきたいのは、この信者修行所でありませぬ。先ほどの藤原政府委員の御説明で、明確に了承はしておるのであります。たとえば、これも天理教の例でありますけれども、天理教におきま

ては、信者の修行所として信徒詰所といふものを所有しておるのであります。これはもつぱら信者の教化育成という方向に現在使つておるのであります。信者の修行といふことは、相当期間をかけて修行さすといふ實際の要求もあり、従つてその信徒詰所といふようなところには、相当長期にわたつて修行生が宿泊をいたしました。もちろん、その間には食事もいたしますが、そういう実態を備えた施設があるものであります。これも、先ほどの御説明によりませぬ信者修行所に当然含まれておるものと理解されますが、その点いかがでございますか。

○藤原政府委員 ただいまの天理教にございませぬ信徒詰所の意味のお尋ねでございますが、われ／＼といたしましては、この信者修行所の中に信徒詰所は入つておる、こういふふうにより了解しております。しかし先ほど申しますように、この信者修行所は、もつぱら信者の信仰を深めるとか、修行をする施設と考えておられます。一般的に申しまして、信者修行所といふのは、往々にして實際の使用関係が非常に違つておる、ほかの目的に使われておるところがございませぬ。従つて、先ほど申しましたように、もつぱらその用に供するならば、これは天理教で申します信徒詰所も、信者修行所の中に包含されて解釈するのが正しいのじやないかと、こういふふうにより考えます。

○東井委員 そこで次にお尋ね申し上げたいのは、第三条の第一号に「宗務庁、教務院、教団事務所」といふような文字がございませぬ。この字句は、もちろん私わかつておるものであります。宗務庁、教務院、教団事務所といふも

ては、信者の修行所として信徒詰所といふものを所有しておるのであります。これはもつぱら信者の教化育成という方向に現在使つておるのであります。信者の修行といふことは、相当期間をかけて修行さすといふ實際の要求もあり、従つてその信徒詰所といふようなところには、相当長期にわたつて修行生が宿泊をいたしました。もちろん、その間には食事もいたしますが、そういう実態を備えた施設があるものであります。これも、先ほどの御説明によりませぬ信者修行所に当然含まれておるものと理解されますが、その点いかがでございますか。

のは、主として包括団体たえば教派、宗派、教団なんかの包括団体の事務所である。こう理解するのであります。そこで包括団体ということになりますと、その部属教会と申しますか、部属宗教科と申しますか、包括されております宗教科は全国各地にわたつておられるのが例であります。そういうことで、この宗務庁なり教務院、教団事務所が持つております本庁並びに全国に部属宗教科を持つております場合には、全国各地に出張所というより、な形態のいわゆるブランチ、支所というものがあられるわけでありませう。そういうものの中にも含まれておられるかどうかということでありませう。私は含んでおると理解するのであります。いかがでございますでしょうか。

○**藤原政府委員** この第一号に例示いたしたのは、御意見の通り、宗派、教団が、もつぱら宗教上の事務を取扱うところ、こういうふうには理解しておられます。御設例の各府県に散在するその出張所、これにつきましては、この法案では別個の取扱ひを受けるべき性質のものではないか。すなわち各地に散在するところの出張所が、あるいは宗教科団体とし、あるいは宗教科法人の適格性を有する場合においては可能でございますが、単に出張所の名においてあるがゆえに、そのことが飛地境内になる、あるいは飛地の境内建物である、こういうふうには、われわれの方では理解しないのでございます。

○**東井委員** この飛地に存在している宗教建物、境内建物、そういうことば、当然にこれに含まれるというふうに思うのでありますが、この点はいか

かでございますか。  
○**藤原政府委員** ここでは、もつぱら宗教科法人の直接事務を取扱うところというところで、各地に散在するたきさんの出張所も、その本部なり本山の支配下において事務は執行いたしまして、それが、本来の宗教活動を自己体は、その名においてしているわけではございません。ここでは、もつぱら宗教科法人とし、宗教科団体となつたものが、その宗教上の事務をつかさどるところ、こういうふうには理解しておられるわけでございます。

○**東井委員** それはわかりませんが、ただ大きいために、一箇所で事務がとれない、全国各地に部属宗教科団体を包括しておる場合、一箇所でとると事務がとれないといふところから、各地に便宜事務の支所を持つておられるわけです。それが直接に事務を行つておるか、間接であるとかいふのはなしに、組織が大きいゆえにそれがあつて、こういうことではあります。

○**藤原政府委員** ただいまの御意見の、各地に散在する宗教科団体というお言葉がありました。そこでまた本部の事務も取扱う、そういう向きの施設ですと、これはその教会単位、あるいは宗教科団体の単位について考える場合におきまして、その事務の性質から申しまして、御説のように入るようには理解いたしません。ただ単なる事務の出張所の問題ですと、事務所だけが各地に散在する、それだけで宗教科団体あるいは宗教科上の団体とは申し切れません。やはり母体の宗教科団体なり教会の中に事務所を併設してあるならば、これはわれわれもお説のように理解してさしつかえない、こう考へております。

○**東井委員** その点は、私は当然だと思つてございますが、私の今申し上げておるのは、本山の、たとえば宗務庁だけが認められるというなら、ただ大きいために各地に散在しておる同じ性質のものが、認められないのであります。

○**藤原政府委員** ただいまの出張所の性格の問題であります。要するにそれが本部の事務を現実におこなつておるに、単なる事務の執行所ではなくて、本部と同じような性格を持つたものが散在しているというふうには理解される限りにおいては、御意見の通りとわれわれも思つております。

○**東井委員** 本部と同じようなものとおつしやるが、本質は事務所でありませう。ここに書いてあります宗務院、宗務庁、教団事務所というものは、包括団体の本山の事務所だと思つておられます。その事務所が、包括団体というものは非常に厄大なものでありますから、やはり各地に事務所を持つておる。だから本部は同じで、ただ別に枝になつておる、ブランチであるというふうな関係にあるわけではあります。

大分時間が迫つて参りましたので、後に譲りたいと思つておりますが、もう一、二点きようお尋ねしておきたいと思つております。  
先ほど相原委員からお尋ねになりましたが、文部省におきましては、もちろん予算措置を講じてある。これは第五條の第一項、第二項の問題でありませうが、先ほどの藤原政府委員の御答弁では、もちろん文部省におきましては、予算措置を講じて、十分備えをしておる、こういうお話でございます。が、各府県におきまして、聞くところによると約二十万にわたる宗教科団体の認証を、今度は一定期間にしなければならぬ。これは相当重要な事務であり、また重大な意義を有する事務ではないかと思つて、こういうことを各都道府県でも相当重視して、これを慎重に取扱うように、たとえば、ただいまからそういう御構想なり、また全国の何らかの連絡会を開くとか、あるいは文部省の方から協議をするとか、全国の都道府県に何らかの連絡なり、また慎重に取扱うべきものだというところを、本省の方から相談をされるようなお考えは、ただいまお持合せありませんか。

○**藤原政府委員** 御意見の通り、われわれもいたしまして、非常に慎重を期してあります。従つて本案が成立いたしましたあかつきにおきましては、講習会を開設するとか、あるいはプロツク会議を開くとか、万全の用意はしておるわけでありまして、遺憾なきようにならぬように、こういうふうにお考えしております。

○**東井委員** これはたいへん重要なことではないかと私には思われますか

ら、どうか万全の御準備を願つたいという希望を申し上げておきます。  
それからもう一点お尋ね申し上げておきたいのは、八十一條の第三号であります。この第三号からいへば、判断をする場合に、たとえば礼拝の施設が滅失後二年以上経過しておるけれども、依然として熱心に宗教活動を続けておる、こういう場合に、ただ宗教施設が復興しておらぬという理由のもとに解散を命ぜられるようなことになるかどうかということをお尋ねしたいのであります。

○**藤原政府委員** 八十一條の第三号の問題でございますが、ここで規定してございますように「礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに」そういう言葉を追加してあります。従つて、たとえば天災地変とか、あるいは火災とかいふことで礼拝施設が一時焼けて、そうして二年間それができなくても、そのできない事情がやむを得ない、しかもなおかつ当該団体が宗教活動を現実にやつておる、こういう向きのものか、こういう向きのものは、われわれの方では「やむを得ない事由がないのに」という事項にかけて、ただ単に滅失したという事実のみで、二年間経過したから解散を命ずるといふふうには、了解しないのであります。御了承願ひいたします。

○**東井委員** よく承りました。なお第八十四條であります。免稅に關する宗教科法人の正当な権利が、事実において一部地方で阻害されておるようなことがないとも限らない

ように考えられる向きがあるものであります。そういつた場合、これはもちろん、今度税務当局にも一応お尋ねを申し上げたいと思つておるのであります。文部当局におかれましても、そういうことをお認めになつておるかどうか。さらに、もし認めておいでになれば、現在なり将来において、何らかの措置を講ぜられる御意思があるか、一応承つておきたいと思つておきます。

○藤原政府委員 ただいまの御質問でございしますが、八十四条は、御質問の本来的意味におきまして、この規定が設けられておるのでございします。従つてわれ／＼といたしましても、この法の適用あるいは運用の上におきましては、この方面の関係官庁とも十分連絡し、かつまた、御承知のように、税法関係が種々雑多にわかれておるといふ関係から、いずれも宗教団体に関する限り、十分調査研究いたしまして、関係方面とも連絡し、あるいは地方との関係におきましても、密接に連絡しつ／＼つて行きたい。なおわれ／＼の趣旨をいたしますところは、地方税法等につきましても、区々にわたつては困る、やはり宗教団体が公平あるいは平等の原則の適用を受けている関係上、当然そういうような趣旨の徹底まで行かなければならない、こういうふうな考へておる次第であります。

○東井委員 この法律の一つのポイントもここにありように思われますので、どうかひとつ十分にこの第八十四条条につきましても、善処していただきたいと希望申し上げる次第であります。時間も迫りましたが、最後にもう一

点文部当局にお尋ねをしておきたいと思つておきます。これは私は次回に労働大臣にぜひお聞きしておきたいのでありますが、文部当局の御意見もこの際承つておきたいと思つておきます。それは宗教団体の大きな事務所につきましても、現在労働基準法というものが適用されておるのであります。私は労働基準法という法律の本質から考えましても、たとえば宗教団体の事務所で働いておるその状況が、客観的に労働者といふふうに見られるにいたしまして、この労働基準法を適用されるにについては、不適当しやなからうかといふように思ふのであります。さらにこれは委曲を盡してもう少し申し上げると、あるいははつきり議論もできるかも知れませんが、私は少くとも宗教団体に対しては、今の事務所に労働基準法という法律は適用すべきものじやない、こういうふうに信じておるのであります。この点につきましても、私は労働大臣と一応よく検討してみたいと思つておりますが、これに対して、もし文部当局の御意見がございするとすれば、どうか一べん聞かせていただきたいと思つておきます。

○藤原政府委員 ただいまの労働基準法に関する問題でございしますが、その事柄が宗教活動自体の面に属する限り、労働関係としての設定は、われわれといつたしましても、信教自由の関連性から申しまして、行き過ぎではないか、こういうふうな考へておられます。従つて、個々の事例につきましても、問題が出て来るだらうと思つておられます。一般的に申しますならば、宗教活動それ自体の面との関係において考へる限り、文部省といつたしましても、労働関

係といふふうなことで、規定できないと考へておられます。○東井委員 どうかひとつ労働基準法につきましても、さらに綿密な御検討をお願いいたします。私は後刻また労働省当局と議論したいと思つておりますが、ただいまの御議論を承つて、了承しておき次第であります。これで終ります。

○長野委員長 渡部義通君。○渡部委員 宗教法人法案が出されるという事には、非常に重要な意味があると思つておられます。今日のように、経済的な窮迫や競争の危機から来る人心の焦燥といつたようなことを、社会的な環境として、いろ／＼な形の宗教が統出して、中には明らかに取締らなければならぬような邪教までが、統出する傾向にあります。従つて一定の宗教法人法案というものが提出されることは、重要な意味を持つわけでありますが、その場合に第一に問題になるのは、先ほどから問題になりました宗教の定義の点であります。この第二條に「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体」とあるとあつて、第一号に「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これに類する団体」という点であります。この「礼拝の施設を備える」という形容詞によつて限定されま

す。○渡部委員 しかしながらユニテリアンにせよ、禪宗にせよ、原始仏教にせよ、これらが宗教的な活動を行う場合には、一定の物的な基礎を持たなければならぬし、また財源なくしては、そ

ならず、最近では仏教の新しい動向として、われ／＼の知つている限り、原始仏教に返れといふような運動、つまり仏体に返れといふような運動がありまして、この原始仏教の形においては、こういうような特別な礼拝的な施設といふものを持たないことになるのです。そうすると、これをわれわれが文字通りに解釈するならば、こういうものは法人的な保護の圏外に立たざるを得ないといふような憂いがあるわけですから、それはどういふふうな理解したらいいのですか。

○藤原政府委員 ただいまの御質問ですが、宗教団体としての存在なり活動ということがいつころでございしますか、この宗教法人法案におきましては、宗教法人になる道を宗教団体に開いておるというので、たとえば物的施設なり、あるいは財産なり、こういうものをよりかかるといふ標準として考へておるわけでありまして、その法人格を取得するだけの理由が、はたしてそこにあるのかどうかということが問題になるだらうと思つておりますが、今のお話の向きの団体のごときは、おそらく法人たり得る必要性が少いのではないかと、こういうふうな考へておられるわけでありまして、法人としての物的な施設を保護するがため、あるいはそれを基準として活動するため、こういう必要から一般にはできておるわけでありまして、その一般の例によりまして、ここへ規定している次第であります。

○渡部委員 しかしながらユニテリアンにせよ、禪宗にせよ、原始仏教にせよ、これらが宗教的な活動を行う場合には、一定の物的な基礎を持たなければならぬし、また財源なくしては、そ

ういふ活動ができないわけでありまして、一定の財産を所有しているわけなんです。こういう宗教団体が、あるいは宗教的な組織が、法人的な保護の外に置かれるといふことになる、非常に不公平である。あなたは、何らかの施設とおつしやいますけれども、ここには明らかに「礼拝の施設を備える」といふふうな書いてあるので、礼拝の施設を備えていないものは、法人的な保護を受けないといふので、法人的な保護を受けることができないといふことになりがちだと思つておられます。その点はどうか。

○藤原政府委員 この「礼拝の施設」といふ言葉は、われ／＼といつたしましては、宗教一般の通性といつたしまして、礼拝を中心としておる関係で、礼拝という言葉を使つたわけなんです。活動のために使う施設でございします。おそろく礼拝施設といつた概念の中に入るといふか、あるいは私に思つて、むしろ單なる中心的な礼拝という概念に統一した、あるいは中心的な意味から宗教施設といふ意味を、持たせたいといふ気持から、礼拝の施設といふ言葉をここに掲げた次第でございまして、おそろくお説のような財産を有し、それを管理する必要があると思つれば、もつぱら宗教団体のために使われる限りにおいては、当然ここでいう「礼拝の施設」といふカテゴリーの中に入るといふか、こういうふうな理解するのです。

○渡部委員 そういふふうな御理解であるならば、礼拝の施設といふような形容詞のある規定を用いるといふこと自体の中に、将来具体的にそれが処理

ういふ活動ができないわけでありまして、一定の財産を所有しているわけなんです。こういう宗教団体が、あるいは宗教的な組織が、法人的な保護の外に置かれるといふことになる、非常に不公平である。あなたは、何らかの施設とおつしやいますけれども、ここには明らかに「礼拝の施設を備える」といふふうな書いてあるので、礼拝の施設を備えていないものは、法人的な保護を受けないといふので、法人的な保護を受けることができないといふことになりがちだと思つておられます。その点はどうか。

される場合に、誤解を生ずる憂いがあるものであつて、宗教の中心が礼拝であるというふうな考え方は、宗教の特質に關する一定の僻見の規定になつてしまふのであつて、必ずしも礼拝施設を備えてゐるものが、宗教の特質のものであるというふうなものではないと思ふのである。神道であつても、現在に神社も設けられておるが、われ／＼歴史の見地からしますと、原始神道といふものは、そういう神社的なものも少しも持つておらなかつた。礼拝の特殊な施設といふものはないのであつて、至るところで移動しながらなされておつた。現在においても、禪宗のもの、それから原始仏教的なもの、依然としてそういう形をとるのであつて、固定された施設といふものはない。こういう規定を設けておくと、それを処理する場合に、法人的な保護の圏外に立たなければならぬという取扱ひを、たとへば地方の吏員あたりにやらされて、やむを得ないという結果にさせなると思ふのです。こういう規定をとつて、適当な、妥當な言葉を用ひる必要があるのではないか、この点はどうか。

○禮原政府委員 「礼拝の施設」の用語でございませぬが、これにつきましても、神仏基おの／＼非常に問題がございまして宗教団体あるいは宗教界に一応相談いたしまして、いわば礼拝の施設と申しますと、一般宗教界では、先ほどの説明のような次第で、その宗教団体中心の建物、こういうふうに理解されるのであります。これにつきましても、十分われ／＼も考慮いたしまして、宗教界のおも立つたものと相談いたしまして、設けたわけでありませぬ、必ずしも文部省だけで設けたわけではございませぬ。宗教団体全般の要望とともに、こういうような言葉になつたといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○渡部委員 しかしそれは、やはり同じキリスト教であつても、カトリックの場合は麗々しい礼拝の施設を持つておるが、ユニテリアンの場合は持たない。こういう形式は必ずしも礼拝という規定を設けることにおいて、同一に考へられるべきではないし、單に施設の問題だけであつて、宗教の特質的なものが礼拝の施設にあるといふふうな考へられるところに、宗教といふものに対して、ある宗教と異なるもの、あるいはある宗教は軽んぜられるといふふうな概念があつたのではないかと、いふふうに考へられるのですが、そういう点はどうか。

○禮原政府委員 ただいまの御質問ですが、われ／＼といたしましては、何ら他意あつて礼拝という言葉を用ひたのではないと思ふ。この点は宗教団体と十分熟議した上でここに規定するようになつたといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○禮原政府委員 たゞいまの御質問ですが、われ／＼といたしましては、何ら他意あつて礼拝という言葉を用ひたのではないと思ふ。この点は宗教団体と十分熟議した上でここに規定するようになつたといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○渡部委員 その点はそのぐらいにしておきまして、次に、さつきも問題になりました認証の点であります。設立の手續を見ますと、認証する事項が、一般に宗教団体の、またはその宗教の根本的な性格とか、活動とかいふような具体的な内容に關するものじやなくて、主として設立されるべき法人団体の形式的な面が、認証のための關係事項になつておるのうに見えるのですが、そうだとすると、宗教団体の實際の認証を行つ場合に、そういう形式的な面

だけが重視されておるのか、その宗教の特質、その宗教の性格といつたようなものがやはり重視されておるのか、その点はどうかと思ふ。

○禮原政府委員 たゞいまの御質問ですが、形式的な意味において、われわれは認証事務を取扱つて行こうと思つております。あくまでも法の上では宗教団体が主体であつて、實質的に宗教団体でないものがあるならば、これは困る。しかしながら、申請する以上は、宗教団体であるという關係から、再審査あるいは訴願、その他の慎重な配慮のもとに、われ／＼の方で認証事務の行き過ぎがあつたら困るといふことで、十分な注意を払つておる次第でございませぬ。認証事務は、あくまでも形式的審査といふところに、われ／＼は力点を置いておる次第であります。

○渡部委員 そうすると、認証の場合に、その宗教の性質とかいふものは問題にはならない。たゞそれが邪教的なものであることが、世間一般の見方によつて明らかかな場合にも、法人として設定される場合には、問題にならないといふことですか。

○禮原政府委員 たゞいまの御質問ですが、それは、邪教的であるいは淫祠邪教的といふ言葉は、それ自体われ／＼としては非常に注意しなければならぬ問題だと思つております。従つて、宗教それ自体の内容は、問題にはいたしたくないと思ひます。ただそれが他の法令との關係において、おそれ御説のような向きのもの

ですと、各種の刑法その他の關係から、秩序維持あるいは公共の福祉に反するといふ面から、他の法令にも抵触することになるのではないか、そういう向きの面から規制を受けて行く、こ

ういふようにわれ／＼は了解しておる次第でございませぬ。

○渡部委員 形式的な面のみが設立対象になると思つて、たとえば、經濟的な利益を追求するために、宗教的な反面をかぶつて法人組織を設定して行こうといふようなことがないとも限らないし、現にそういうことが、世間には多くあり得るわけですが、こういうことを防ぎ得ることにはならないじやないですか。

○禮原政府委員 申請主体が實際宗教団体でないのに、宗教団体として形式上書類を持つて来るといふことがはつきりしているならば、これはあくまでも法の対象にはならないと思ひます。なおかつ、たゞ／＼書類審査の關係で、そういう向きの団体が宗教法人になつた場合におきましても、この法案におきましては、何人に対しても、その宗教団体でないといふ証拠をあげて申請するならば、所轄庁におきまして一年の期間を限りまして認証の取消し、あるいはその後におきましては裁判所に請求して、宗教団体あるいは宗教法人としての法人格を失わしめる、こういう配慮はしておる次第でございませぬ。

○渡部委員 この前の新聞にも出ましたように、たとへば千葉あたりに淫祠邪教的な、しかも膨大な金を擁しておる宗教団体があつて、これには手入れが行われなかつたかどうかは知らないが、とにかく非常に世間的にも、官庁方面においても、問題になつたわけですね。しかし、こういうふうな団体が設立事項を備えて提出されるような場合に、單に形式的な面だけが重視されるとすれば、ああいう官庁なり、あるいは世間

なりから、淫祠邪教的な、あるいはインチキ宗教として取締らなければならぬといわれておるようなものでも、認証されなければならぬ、そういう法人保護を受けるといふことになる、そういう結果になりはしないですか。

○禮原政府委員 なお八十九條條におきましても、申請書類の不実の記載の場合には、罰則の規定もございませぬし、先ほども申しました認証取消の原因といつたしまして、宗教団体でないといふことがはつきりするならば、これは何人といへども、その証拠を添えて出してもらへば、現在の宗教法人令下においては、その用意はございませぬでしたが、御説の向きの点については、宗教法人法案におきましては、宗教団体でないものが、かかる保護を受けるために申請する場合の用意はしているわけでございます。

人の保護のもとに置くという最後の決定権が文部大臣にあるということになるわけですか。

○ 審議政府委員 形式的に申し上げますれば、その通りです。しかし、宗教法人審議会が設置された意味合いのものは、御承知のように宗教団体の要望もあり、かた／＼委員の構成などにつきましても、十分慎重を期して参りました。従つて、その意見に反対するような問題の決定は、あり得ないと思ひます。実質的には、宗教法人審議会の意見を十分尊重した上でやるということには、ほかの審査委員会の例におきましても同じことだと、われ／＼は存じております。

〔委員長退席 佐藤重委員長代理 出席〕

○ 渡部委員 そうすると、それほど重大な宗教審議会の選定、あるいは構成ということになるわけですが、文部大臣が宗教審議会を任命するということになりまます。結局文部大臣が、自分の立場あるいは自分の見識に基づいて、一定の宗派なり、学識経験者なりから一定の委員を選ぶという結果になるわけですね。そうすると結局は一定の幾つかの宗派が、あるいは一部の人たちが、これについての宗教の審査の上の決定権を持つということになりまして、これは宗教二十万団体があると言われておる宗教各派の上からいって、非常に問題になるのではないかと、もつと合理的な方法があるのではないかと考へるのではありませんか、そういう点について、具体的にいろいろな案がありましたか。

○ 審議政府委員 この宗教法人審議会には、諮問機関としての性格を持つてお

りますので、他の例によりまして、これを設けたわけでございます。ただいまの委員の選任の問題は、七十二条にその範囲としまして、宗教家あるいは宗教に関する学識経験ある者、こゝういふ限度を設けておきますととも、実際の選任にあたりましては、十分宗教連盟、あるいはその派でありますところの神道教派連合会、仏教連合会、あるいは神社本庁、あるいはキリスト教連盟、こゝういつた各団体がございまして、宗教上の問題については、常にわれわれは慣例といたしまして、かかる団体と連絡しつつ、すべての事務を取扱つておる次第であります。この場合におきましても、こゝういふ方面の要望に沿い、あるいはその団体から推薦された者につきまして文部大臣が任命する、実質においてはこゝういふ形になるだらう。しかもなほ、文部大臣が任命という言葉は、御承知のように国家公務員法に基きまして、公務員たるものの任命権は、おの／＼の長官がやることになつておりますので、形式的に文部大臣が任命するという形に、形としてはこゝういふ形になつておる次第でございます。

○ 渡部委員 私はどういふような宗教団体からの委員の選び方が、最善であるかという点については、宗教団体の人たちにもつとよく聞くべきだと思います。もし単に一部の有力な者からだけこゝういふ委員が選ばれて任命されて、それについて文部大臣が決定するということになりますと、非常に不公平が生じて来て、結局宗教の自由というところが、宗教自体によつて制約される結果になるおそれがあると思つたので。たとえば、こゝういふ方法もあるの

じやないか。宗教候補者を相当多く公示して、こゝうしてこれを世間の輿論にその輿論が結集されたものの中から人を見出すという形をとるとか、何か適当の方法をとることなしに、有力団体の利益になる憂いがある。この点は、よほど考へなければならぬと思つた。こゝういふ事柄については、宗教団体その他の意向を十分に考へられたらと思ひます。

○ 審議政府委員 ただいまの御意見につきまして、宗教団体との連絡をとりつつ、こゝういふ規定になつた次第でございます。宗教団体の要望を反映しておる次第でございます。

○ 渡部委員 そうしますと、宗教法人審議会の最終的な認定は審議会の諮問の上申による文部大臣の決定であるというところが結論されるわけですが、こゝういふこと、今度はこゝういふ形に、文部大臣によつて公認された、言いかえれば法的保護を受けておるようなはつきりした宗教団体が、第八十一条によりまますと、これに対するいゝろんな裁判所の干渉権的な規定をされております。こゝういふこと、裁判所は審議会と無関係に判定することになるのか。言いかえれば、文部大臣が妥当な宗教団体として認めておるものを、文部大臣や審議会の意向を無視した形で、裁判権が作用されるのかどうかという点をお伺いします。

○ 審議政府委員 宗教法人審議会は、もつぱら宗教団体であることの認定に当ることを義務といたすことは相なるだらうと思つておるわけですが、この宗教法人法が目的といたしますが、このころは、宗教を容認する、あるいは特定の

宗教団体を応援するとか、援助するとかいふ趣旨でありますので、もつぱら事務的に宗教法人を対象にしようというところにあります。たま／＼それが宗教団体との関連、ひいては宗教との関連があるために、重々慎重を期したために、宗教法人審議会あるいはその他の規定を設けたわけでございます。もつぱら対象といたしますところは、物的な宗教法人の基礎となるところのものを考へたいと思つたところに、ねらいがあるので、宗教自体を問題にしていないということ、それから八十一条の關係におきましては、これは一号から五号までわたつて書いておられます。もつぱら法令の違反、あるいは事実がないという角度から解散をする次第であります。これは必ずしも宗教法人審議会に諮問する必要はないと、われ／＼は考へる次第でございます。

○ 渡部委員 そういふことになりますと、せつ／＼宗教の自由な育成ということを、重要な目標としておられるこの宗教法人法が実現されたあかつきでも、裁判所が宗教に干渉するといふような事柄が非常に起り得る。現に以前からも、宗教の自由といふことは認められておるのでありますけれども、たゞとてば、ここに天理教の方がおられるから、一つの例として引いてみましても、戦前、戦中、天理教に対するいゝろんな弾圧が加えられた。しかし戦前の天理教と今日の天理教というものは、天理教の本質的な姿において、また本質的な動きにおいてはかわりがないはずであつて、もしかわりがあるとするならば、それは天理教といふものが変質するのであるから、天理教自体

でなくなると思つておられますけれども、とにかく戦時中は教祖の書いた教典が天地創造に関する部分において、古事記の神典といわれていた内容を真似るものであるといつて、まず弾圧されておる。さらに教理ではなしに、活動内容、すなわち世直しといふような、天理教にとつては重大な内容をなすようなものが、徹底的な弾圧を加えられて、治安維持法にまでかけられておる。それから戦時中本門法華教といふものが弾圧されて、大審院まで行つて、しかも大審院もこれを拒否して、こゝうしてどう／＼投獄されて、獄死させた者があつた。こゝういふことがあつた。その他の仏教もこゝういふふうな弾圧を受けておりました。今日も、やはりこゝういふふうな、裁判権が宗教の性質や動きに關連して用いられる。しかも宗教法人法といふものが、明らかに法的な保護を與えておる宗教団体に対して、用いられる危惧を残すような事項が出されているといふことは、宗教の自由といふことに対する逆な面を、こゝに描き出しておるのじやないかと、われ／＼は憂へるわけですね。この点どうですか。

○ 審議政府委員 ただいまの御質問ですが、宗教の自由に関して、非常に慎重な配慮をすることについては、われわれも非常に賛成をいたす次第であります。事柄が、戦前の例を引かれておりますが、現行の法令なり、あるいは治安維持法その他の關係は、全然戦前と異なつておられます。しかもなお憲法のもとにおいては、宗教の自由といふものが非常に強調され、かつこの法令におきましても、他の法令におきまし



ても、まず信教の自由保全の面は、規定を持つておる次第であります。おそれなく戦前の例をもつては、戦後の状況は律し得ない、私は思つております、これはあくまでも法令違反あるいは公益侵害といつたような場合には、信教の自由といえども、これはやむを得ないという角度からの規定でございまして、よく／＼の規定であるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○渡部委員 戦前の憲法においても、信教の自由といふものは、一定の限度内において保障されておつた。たとえば天理教の世直し活動といふようなものが、当時の状況からいつて法律にかかるといふ性質のものじゃなかつたし、また天理教の古典的な著述が、歴史的な内容から見ても、古事記の本質を冒瀆するといつたようなものじゃなかつたわけです。しかし、こういうものが弾圧された、さらに法華教とかその他仏教各派が非常に強力な弾圧を受けたといふのは、憲法において信教の自由を保障されておるといふような、こういうところから来ておるのではなかつたか、当時の政治が、日本をどう動かして行こうとするかという、政治的な目的から来ておることは明らかだと思ふ。もしそうでなかつたならば、天理教あるいは仏教、あるいは神道——神道は当時圧迫されなかつたかもしれないが、今日でも政治動向のいかんによつては圧迫されるかもしれない。こういう危険性のある場合に、公共の福祉といふような点で宗教に対する干渉が起るとすれば、公共の福祉とは何ぞやといふ問題が起きた場合に、やはり今までのように各宗派に対する弾圧が起きないとも限らない。そういう場合

に、こういう条項を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を持つものになると思ひますが、その見解はどうですか。

○藤原政府委員 ただいまの公共の福祉の観点でございしますが、非常に広く解釈し得るおそれもありましよう。従つてこの法案では、第一号に、単に公共の福祉を害するといふことでなくして「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」といふように、信教自由の保全のためには、十分配慮した規定となつておる次第でございまして、戦後における各法令も、新憲法の趣旨に則つて制定され、あるいは改正されておる現在の法体系のもとにおきましては、御心配の向きも、かつての場合と違つたのではないかと考へております。

○渡部委員 宗教と政治との関係におきましては、依然として、かつての場合と同じ動きを持ち得る可能性が常に存在するといふこと、これはやはり確認しなければならぬと思ふ。政治が常に宗教に対して一定の見張りをしているといふことは、これは認めなければならぬと思ひます。そういうこと、やはりこういう規定を設けておくことは、信教の自由に対する危険性を内包しておるといふことを得ない。たとえば、現在労働階級を中心とする全動業者が、全面講和と再軍備反対のために強力な闘いをやつておる。これは民族の独立を守る上には、どうしても必要だからやつて行くのであり、それなくしては、生活もまた守れないといふところから、この運動をやつておるのに、これに対して弾圧する。ところが問題は、現在やはりこのような運動が、宗教の本質から、宗教団体の中から、あ

るいは宗教的な活動の中から、こういう運動が起きおるわけですから、たとえ現在ミッシヨン離脱問題が起きおることは、御承知でありましよう。つまりアメリカからの資金や、アメリカからのいろいろ／＼な干渉のもとに、日本のキリスト教を進むべきでない、日本のキリスト教は日本人自身のクリスタルの手によつて進むべきであるといふ見地から、ミッシヨン離脱問題といふものが起きて、これは日本キリスト教系の横浜とか大森とか北海道では、教会自身が立ち上つて、この運動を強力にやつておる。そういうキリスト信者の中で、平和の会といふものが、今、広汎に動いておられます。これはあなたも御承知でありましよう。こういう平和の会は、どういふことを主張しておるかといふと、やはり全面講和、再軍備反対といふことを、平和を愛する宗教者の立場から、これを強力にやつておられます。今に天理教もやるでしょうし、それから神道もやるでしょうし、仏教もどん／＼とこの平和運動といふものをやるでしょう。平和運動を現実にするには、再軍備に反対し、全面講和をやらなければならぬといふ動きが現に出ておる。その動きは、非常に強くなる傾向にあります。

○藤原政府委員 これにつきましても、かつての宗教団体法あるいは現行の宗教法人法につきましても、解散規定はございします。しかもその実例は、宗教団体が公共の福祉を害する法令に反するといふことによつて、解散された事例はございします。従つて、この宗教法人法は、おそらく宗教団体の活動自体が、かかる公益侵害である、あるいは法令侵害といつたような向きにまで行くことは、ほとんどないことを、われ／＼は確信しておる次第でございします。やはり法人格を取得する以上、公益性を持つた法人でございしますから、従つて、一般の法人と同じように、少くとも法人格の喪失に関する規定は、いづこの法人につきましても設けておるわけですから、ただ本法におきましては、信教の自由なり、あるいは宗教団体の関係から、特殊な配慮をいたしておる次第であります。その以外には、一般の法人と同程度の自由を掲げておるわけです。今のお説のような場合も、あるいは先ほど来問題になつておりますような場合も、宗教法人令あるいは宗教団体法自体の問題ではなくて、治安維持法その他の関係から、そういう動きが出て来たことにはございします。いわば政治上の諸般の関係から、できて来たのかもしれないが、われ／＼といひましては、もつぱら

○佐藤(重)委員長代理 渡部君に申し上げますが、時間もずいぶんおとりになつたやうでありますから、なるべく簡単に願ひます。

○渡部委員 この点は、非常に根本的な問題でありますから、大臣の出席があつたときに、あらためて質問するとして、技術的な点について二、三お尋ねいたします。

○藤原政府委員 認証の取消しの方は、行政行為として認証したという関係から、従つて、その行政行為の内容であつた認証された宗教団体が、宗教団体でなかつたということがあつて発見されたような場合には、その行政行為が行き過ぎであつた、あるいは対象が宗教団体でないのに宗教法人としたという関係から、認証の取消しということが考えられるわけにございします。解散の場合は、ここに解散事由が掲げてございしますように、特定の事由がある、特に一号から五号まで掲げておりますが、その認証の取消しとの関連性から申し上げますならば、認証の取消しが一年間に限つております。その後においてそういう事態が発生した場合にはどうなるかといふことで、裁判所の解散との関連ができて参りまして、八十一條の第五号におきましては、二年以後においてしかるべき状態が発生した場合においては、裁判所が解散の手続をするという関係が生じて来る次第であります。

○渡部委員 そうすると、解散命令によつて、法人としては解散されてしまつたけれども、法人外の宗教団体として

ては、依然として存在し、かつ活動を続けることができるということになり

ますか。  
○藤原政府委員 その点につきまして

は、認証の取消し、並びに裁判所の解散命令は、共に解散事由としており

す。しかしながら、それによつて宗教団体でなくなるとか、あるいは宗教活動ができなくなる、こういう趣旨ではございません。法人格が喪失されるという程度において、御了承願いたいと思

います。  
○渡部委員 そうすると、法人として登記していない宗教団体が、第八十一条第二号における逸脱行為をした場合、この第二条の適用を受けるのかどうか。

○藤原政府委員 宗教法人になつていないものは、解散の関係、あるいは認証の取消しその他、この法でいうところの制限は受けません。宗教団体が宗教法人となつて宗教法人格を取得してから問題に、すべてが規定されてお

る次第であります。  
○浦口委員 第六条について、もう一度お尋ねしておきたいと思つて、この間も抽象的にちよつとお尋ねをして、御答弁をいただいておりますが、「公益事業以外の事業を行うことができる」ということが、どうも実際問題としてまぎらわしいと思つて、これは私の意見であります。これを削つてはどうかと考えるわけでありませ

す。この間の御答弁の中にもありましたように、実際問題として非常に営利本位のものがあるという点に対して、遺憾の意を表されておつたわけでありませ

が正しく宗教法人の目的達成のために使われる場合は、公益事業以外の事業を行うことができる、こういう解釈に立つのかどうか、その点をお答え願いたいと思つて。

○藤原政府委員 この法の趣旨とするところは、その通りと了解いたしてお

る次第であります。  
○浦口委員 そういたしますと、そのあがつた収益の使途が、この宗教法人たる性格に相反しない限りは、その営業の種類は問わない、こういうふうな結論づけでもよろしいかどうか、その点をお尋ねいたします。

○藤原政府委員 先ほどの法人としての趣旨に沿わないという程度におきまして、おのずから宗教法人とし、あるいは宗教団体であるならば、事業の種類もその目的から限定されるに違いないと思つて、その関係から考えますときに、お説の通りと、われ／＼は了解する次第であります。

○浦口委員 なぜそういうことを申し上げるか申しますと、いわゆる新興宗教といわれるものの一部の中に、非常に金もつけ主義のものがあるということから、そういう疑いが出て来るわけでありまして、その新興宗教が奉じております教義そのものが、かりに正しいものであつても、——その行つて

おる事業が、公益事業である場合、もちろん問題はございませませんが、今申し上げた公益事業以外の事業であつて、しかもそれが宗教法人が行うべき事業としてふさわしくないものが事実ある。その場合、教義そのものに對しても

非常に世間の疑惑を招くということになります。しかもどの程度それがいわゆる宗教法人としての性格にふさわ

いか、あるいは逸脱しているかという境界は、非常にむずかしいのであります。事情仰という人間の最も崇高な面

でいわゆる教化育成を担当する宗教団体に、そういうまぎらわしい、しかも

非常に解釈の幅の広い法文を設けることは宗教団体そのものに對しても、むしろ結果において不親切なことになり

はしないか、こういうふうにご考慮の

○藤原政府委員 ただいまの御意見は、われ／＼としても同感する点が非常に多いのであります。この法は、先

ほど申し上げたような趣旨で置かれておるので、現実の問題をいたしまして、正常なる公益事業以外の事業を営

んでおる向きもございませぬ關係上、これを制限するということは非常に行き過ぎである。現実の事実を押し、か

こうであります。  
（佐藤（重）委員長代理退席、委員  
長着席）  
その次に、その事業が実際に公益事業であるか、あるいは公益事業以外か

は別といたしまして、それから生じた収益、あるいはその事業の運営

については、相当関心を持たなければならぬと思つておられますが、その経

理的方法、あるいは監督について、政府は具体的にどういうふうな方法によ

つてこれを指導監督して行くかということをお尋ねいたします。  
○藤原政府委員 ただいまの公益事業並びにそれ以外の事業につきまして、宗教法人の規則に定めを持たせることになつておりますし、なおかつそういう

事業を営む向きのものにつきましても、御承知のように、収支計算書とか、貸借対照表とか、そういうものを備

えつけなければならぬことになつておる次第でございませぬ。その点法人として事業を営む場合のほかの例でも同じような規定が設けられておるので

動というものが、非常に重要な要素になつて来ると思つて、すなわち經典の言葉はわからなくても、あるいは文字の上に現われなくとも、教祖の一言

一動が信仰の対象になるということ

が事実あると思つておられます。そこで教祖の生活態度、あるいは行動とい

うふうなものに對して、これがもしかりに八十一条の公共の福祉を害する

か、あるいは社会の安寧秩序を乱すといふふうな懸念がございました場合には、これに對してはどういうふうな処

置をとるか。もちろん、これが刑法その他で法的にはつきりと罪せられた場合は、問題でないと思つて、その

○藤原政府委員 その教祖の言行あるいは教師の言行が、全体の団体としての宗教法人の活動になり、しかもそれが法令違反になるならば、解散事由の一例に相なるかもしれませんが、しかし個人的な場合が多いのじやないかと思つて、なおかつ、ここでは、あくまでも宗教法人としての、団体としての活動が対象になつておることを、御留意願いたいと思つて、單なる公益侵害のみでなく、法令に違反して、なおかつ著しく公共の福祉に反するとい

う場合に、初めて解散ということになるというふうな八十一条の規定してお

りまして、特別に信教自由の配慮をいたしておる次第でございませぬ。

○長野委員長 本日は、宗教法人法案に對する質疑は、それでは、宗

教を改正する法律案の質疑は、明日続行し、なるべく明日これを打ち切り、討論

採決に入りたいと思つております。

次に昭和二十六年度に入學する児童

次

に対する教科用圖書の給与に関する法律案の質疑は、本日御通告がないようでありましたので、明日はこの法案に対する質疑の通告を受け、でき得れば、明日討論まで行きたいと存じます。いづれ理事の諸君と御相談をいたします。

なお明日、宗教法人法案の公聴会の公述人の選定を行いたいと存じます。明日は午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

昭和二十六年三月二十四日印刷

昭和二十六年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁